

平成23年11月24日

民主党障がい者ワーキングチーム

座長 中根 康浩 様

事務局長 初鹿 明博 様

全国児童発達支援協議会
会 長 加藤 正仁

私たち、全国児童発達支援協議会（CDS Japan）は、「障害者総合福祉法（仮称）に盛り込むべき事項について」に関して、以下のような意見・要望を提出させていただきます。

1. 障害児支援は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（つなぎ法）」に基づき、児童福祉法に一元化されました。しかし、障害者総合福祉法についても、障害児支援の重要性を念頭に入れた制定作業を進めていただきたい。

2. 障害児も、児童福祉法に規定されている「子ども」であることを確認し、障害の有無や程度にかかわらず児童一般施策で守られることを前提とし、障害児特有の問題については、児童福祉法及び障害者総合福祉法（仮称）によって谷間なく保護、支援されるべきであることを確認していただきたい。

3. 「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成23年8月5日公布）において、第17条に「療育」項目が新設されましたが、その点を、障害者総合福祉法（仮称）を始めとするすべての障害児に関する施策に的確に反映させていただきたい。

（療育）第十七条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

4. 障害者総合福祉法案の検討に向けて次の点にご高配をお願いします。

（ア）先行する障害児支援強化の取り組み経過を踏まえ、その内容を検証し、障害者総合福祉法（仮称）における障害児に関する施策に的確に反映させていただくとともに、児童一般施策および障害児施策の谷間のない支援が受けられるようにしていただきたい。

（イ）子どもが早期から適切な支援を得るためには、早期発見とともに福祉サービスを受けることを前提としたハイリスク児と保護者への介入を行うべきであるため、障害の確定等を必要としない支援の必要性を示していただきたい。

（ウ）障害児支援施策において、地域の障害児を受け入れて専門的療育を行うだけでなく、積極的に地域に出向き家庭や保育所、放課後児童クラブ等で障害児支援を行うことができるよう、保育所等訪問支援事業、巡回支援専門員整備事業及び障害児等療育支援事業などの「訪問型支援」の拡充を図るとともに、その地域拠点として児童発達支援センターを位置付け、訪問型支援を活用したセンター間の重層的相互補完システムについてもご考慮願いたい。

（エ）様々なニーズのある障害児に対応できるためには、すべての児童発達支援センターに適正な職員配置基準が必要です。保育士及び児童指導員に加え、看護師や各種療法士等の医療専門職を適正に配置するようにしていただきたい。